STOP 違法な客引き

北新地から違法な客引き行為を なくしましょう!

北新地を「客引き行為等適正化重点地区」に指定します

- ■平成30年11月22日より、北新地地区を「客引き行為等適正化重点地区」に指定します。 違法な客引き行為等をなくし、市民や大阪を訪れる方が北新地エリアを安心して通行し利 用できるよう、巡回・指導を実施します。
- ■大阪を代表する繁華街の一つである北新地地区の環境改善のため、「<u>拒絶しているのに</u> つきまとう」、「立ちふさがる」などの**客引き行為はしない、そのような行為はさせない**、そし て、そのような**行為を行う客引き行為者にはついていかない**など、皆さまのご理解・ご協 力をお願いします。



:重点地区



大阪市内の道路などの公共の場所では、「大阪 市客引き行為等の適正化に関する条例」に基づ き、以下の行為が禁止されています。

- ①拒絶の意思を示している人に対する客引き行 為・勧誘行為
- ②客引き行為・勧誘行為をするために他人の進路に立ちふさがったり、通行人を追いかけたり、 路上でたむろするなど、人の通行を妨げる行為

③上記①、②をさせる行為

不大阪市(担当:大阪市市民局区政支援室地域安全担当 ☎06-6208-7317)